

貸 借 対 照 表

平成22年3月31日現在

株式会社 ドウデン

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,107,894	流 動 負 債	2,555,865
現金及び預金	135,425	支払手形	867,404
受取手形	3,000	短期借入金	540,000
完成工事未収入金	2,740,826	工事未払金	745,449
兼業事業未収入金	450	一年内返済長期借入金	15,000
未成工事支出金	22,861	未払金	36,883
原材料及び貯蔵品	86,208	未払費用	41,804
繰延税金資産	74,716	未成工事受入金	15,576
未収入金	42,289	預り金	29,386
貸倒引当金	△ 760	未払法人税等	105,000
その他	2,876	未払消費税等	9,778
固 定 資 産	1,222,044	完成工事補償引当金	7,058
有形固定資産	498,132	賞与引当金	141,058
建物	178,427	その他	1,464
構築物	978	固 定 負 債	396,500
機械装置	6,345	長期借入金	7,500
車両運搬具	42,565	役員退職慰労引当金	69,000
工具器具備品	33,468	厚生年金基金引当金	320,000
土地	236,346		
無形固定資産	16,972	負 債 合 計	2,952,365
投資その他の資産	706,939	(純資産の部)	
投資有価証券	1,000	株主資本	1,377,573
関係会社株式	260,030	資本金	70,000
繰延税金資産	116,070		
保険積立金	296,790	利益剰余金	1,307,573
長期前払費用	10,434	利益準備金	17,500
差入敷金保証金	18,939	その他利益剰余金	1,290,073
貸倒引当金	△ 900	別途積立金	1,169,448
その他	4,574	繰越利益剰余金	120,625
		純 資 産 合 計	1,377,573
資 産 合 計	4,329,938	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,329,938

個 別 注 記 表

株式会社 ドウデン

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式及びその他有価証券で市場価額のないものは、移動平均法による原価法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

1-2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

・平成19年4月1日以降取得資産

法人税法に定める「定率法」を採用しております。
(ただし、建物は法人税法に定める定額法を採用しております。)

・平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める「旧定率法」を採用しております。
(ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物は法人税法に定める旧定額法を採用しております。)

(2)無形固定資産

定額法

1-3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2)完成工事補償引当金

完成工事にかかわる責任補償費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

(3)損害補償損失引当金

営業活動及び工事等に起因する訴訟等の損害補償の支出に備えるため、所要額を計上してはおりますが、発生の可能性が高いと言えないため、当期末で全額取り崩しました。なお、貸借対照表への表示は、これまで完成工事補償引当金に合算してはりました。

(4)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額の中の当期の負担額を計上しております。

(5)退職給付引当金または長期前払費用

従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、その差額相当を退職給付引当金または長期前払費用として計上しております。

(6)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7)厚生年金基金引当金

当社は総合型の厚生年金基金に加入していますが、同基金の予測給付債務から年金資産の公正な評価額を控除した金額のうち、当社負担部分について合理的な方法で計算したところ、その額に重要性が認められましたので、将来の年金給付の確保に備えるため、当該相当額を当期末で新たに厚生年金基金引当金として計上しております。

1-4.重要な会計方針の適用

(リース取引に関する会計基準の適用)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の既存リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始以降の新規リース取引は、行っておりません。

(工事進行基準の適用)

「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）に伴い、当事業年度よりこれらの会計基準及び同適用指針を適用しております。

2.貸借対照表に関する注記

2-1.担保に供している資産及び担保に係る債権

(単位：千円)

担保に供している資産			担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期 末 残 高
土 地	199,946	根抵当権（極度額） 210,000	長期借入金	22,500

2-2.資産に係る減価償却累計額 419,386 千円

2-3.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,688,116 千円
短期金銭債務 619,662 千円

3.税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与引当金、役員退職慰労引当金及び厚生年金基金引当金の繰入限度超過額によるものです。

4.一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 1,105,597円 00銭
一株当たり当期純利益 81,130円 44銭

5.当期純損益金額

当期純利益 113,343 千円

6.その他の注記

貸借対照表及び個別注記表に記載されている金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。